

## ⑨ 小児特定疾患カウンセリング料の見直し

### 第1 基本的な考え方

発達障害等、児童思春期の精神疾患の支援を充実する観点から、小児特定疾患カウンセリング料について要件及び評価を見直すとともに、医師による小児の発達障害等に対する情報通信機器を用いたオンライン診療の有効性・安全性に係るエビデンスが示されたことを踏まえ、発達障害等を有する小児患者に対する情報通信機器を用いた医学管理について、新たな評価を行う。

### 第2 具体的な内容

1. 小児特定疾患カウンセリング料について、カウンセリングの実態を踏まえ、要件及び評価を見直す。
2. 小児特定疾患カウンセリング料について、情報通信機器を用いた診療を実施した場合の評価を新設する。

改 定 案	現 行
<p>【小児特定疾患カウンセリング料】</p> <p>イ 医師による場合</p> <p>(1) <u>初回</u> <span style="float: right;">800点</span></p> <p>(2) <u>初回のカウンセリングを行った日後1年以内の期間に行った場合</u></p> <p>① <u>月の1回目</u> <span style="float: right;">600点</span></p> <p>② <u>月の2回目</u> <span style="float: right;">500点</span></p> <p>(3) <u>初回のカウンセリングを行った日から起算して2年以内の期間に行った場合（(2)の場合を除く。）</u></p> <p>① <u>月の1回目</u> <span style="float: right;">500点</span></p> <p>② <u>月の2回目</u> <span style="float: right;">400点</span></p> <p>(4) <u>初回のカウンセリングを行った日から起算して4年以内の期間に行った場合（(2)及び(3)の場合を除く。）</u> <span style="float: right;">400点</span></p> <p>□ (略)</p>	<p>【小児特定疾患カウンセリング料】</p> <p>イ 医師による場合</p> <p>(1) <u>月の1回目</u> <span style="float: right;">500点</span></p> <p>(2) <u>月の2回目</u> <span style="float: right;">400点</span></p> <p>□ (略)</p>

[算定要件]

注1 小児科又は心療内科を標榜する保険医療機関において、小児科若しくは心療内科を担当する医師又は医師の指示を受けた公認心理師が、別に厚生労働大臣が定める患者であって入院中以外のものに対して、療養上必要なカウンセリングを同一月内に1回以上行った場合に、初回のカウンセリングを行った日から起算して、2年以内の期間においては月2回に限り、2年を超える期間においては、4年を限度として、月1回に限り、算定する。ただし、区分番号B000に掲げる特定疾患療養管理料、区分番号I002に掲げる通院・在宅精神療法又は区分番号I004に掲げる心身医学療法を算定している患者については算定しない。

2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、小児特定疾患カウンセリング料イの(1)、(2)、(3)又は(4)を算定すべき医学管理を情報通信機器を用いて行った場合は、イの(1)、(2)の①若しくは②、(3)の①若しくは②若しくは(4)の所定点数に代えて、それぞれ696点、522点若しくは435点、435点若しくは348点若しくは348点を算定する。

[施設基準]

(2)の2の2 小児特定疾患カウンセリング料の注2に規定する施設基準  
情報通信機器を用いた診療を行

[算定要件]

注 小児科又は心療内科を標榜する保険医療機関において、小児科若しくは心療内科を担当する医師又は医師の指示を受けた公認心理師が、別に厚生労働大臣が定める患者であって入院中以外のものに対して、療養上必要なカウンセリングを同一月内に1回以上行った場合に、2年を限度として月2回に限り算定する。ただし、区分番号B000に掲げる特定疾患療養管理料、区分番号I002に掲げる通院・在宅精神療法又は区分番号I004に掲げる心身医学療法を算定している患者については算定しない。

(新設)

[施設基準]

(新設)

<u>うにつき十分な体制が整備されて</u> <u>いること。</u>	
--	--